

1. 件名：「浜岡原子力発電所1、2号炉原子炉施設廃止措置計画変更認可申請に係る事業者ヒアリング」
2. 日時：令和4年5月12日（木） 13時10分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、福原安全審査専門職、
宮嶋安全審査官、藤川安全審査官

中部電力株式会社
浜岡原子力発電所 廃止措置部長 他4名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉 廃止措置計画変更認可申請書の変更概要について
 - ・浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 <補足説明資料>
 - ・浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉 廃止措置計画変更審査 コメント反映整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の宮嶋です。ただいまより、中部電力浜岡。
0:00:06	原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置計画変更認可申請についてのヒアリングを開始いたします。
0:00:13	中部電力よりご説明のほど、よろしく申し上げます。
0:00:20	中部電力浜岡のイナマスで、まず資料の確認をさせていただきます。資料を三つご用意しました。一つ目として、
0:00:29	浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉拝察。
0:00:34	計画変更申請、コメント反映、整理表、
0:00:40	二つ目としまして浜岡元所轄所 1 号炉原子炉及び、
0:00:46	号炉 2 号原子炉施設計画変更新認可申請の変更概要について、三つ目としまして、
0:00:55	浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号は、2 号炉、廃措置計画変更申請。
0:01:03	変更認可申請、補足説明資料を三つとなります。
0:01:08	それでは説明に入りたいと思います。
0:01:11	まず、浜理沙勝 H 道路及び 2 号炉、廃措置計画変更。
0:01:19	委員さん、コメントは整理表をご確認ください。
0:01:23	前回 4 月 26 日の面談に戻っ期ですね、コメント。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:29	と今回の回答について提起させていただいております。
0:01:35	それを今回、前回のコメントにつきまして一つ目としまして排液な職員の性能維持施設の変更について、具体的に説明するとことということで、
0:01:48	固定については、後程ですね、補足説明資料の方で説明したいと思えます。
0:01:55	2番目の変更内容が、審査基準に適合していることについて説明すること。
0:02:02	こちらにつきましては後程ですね変更概要、
0:02:07	の説明資料の方で説明させていただきたいと思えます。
0:02:11	3番目として号炉分割箇所について網羅的に説明すること。
0:02:16	こちらにつきましても、変更の概要水、説明の中で説明したいと思っております。
0:02:23	4番目として、具体の適正化について網羅的に説明すること、こちらの変更の概要についてのご説明の中でご説明したいと思えます。
0:02:33	今回説明に当たりまして、
0:02:35	今回のコメントの反映した箇所、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	のみ説明するということでよろしいでしょうか。
0:02:45	原子力規制庁ミヤジマです。はい。今回コメント反映の箇所について説明のほどお願いします。
0:02:52	はい、ありがとうございます。では資料のですね、
0:02:56	浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃措置計画変更認可申請書の、
0:03:03	変更概要についての資料を確認してください。
0:03:06	こちらで先ほどのコメント内容の 2 番 3 番 4 番のご説明をします。
0:03:12	まず 3 番目のですね
0:03:15	号炉分割不明箇所についても動的に説明することにつきましては、変更内容資料の 8 ページをご覧ください。
0:03:27	こちらについてですが、以前ですね、この 8 ページで、
0:03:32	分割しないところの箇所について記載例としまして、五つの記載を記載させていただいておりましたが、今回 8 ページの下から 3 行目からですね、分割しないところと、実際の適正化を図ったところについては、
0:03:49	その具体的な変更は次のページ以降に示すと、記載させていただきました、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:55	次のページの9ページをお願いします。
0:03:58	9ページ目に図ですね、ノード分割の変更について、変更の行わない箇所をですね、明示させていただいております。
0:04:09	大きくは、
0:04:10	共通での評価値及び、共通で使用する設備についてですね。
0:04:17	今回、ゴール分割をしないところとしております。
0:04:22	まず初めの一番としまして12号で共通で認可を受けた評価につきましては、大きくは被ばくの評価に関する記載でございます。
0:04:32	こちらの記載につきましては本文図、添付書類の3、4が該当します。
0:04:40	大きく記載のこの中につきましては、放出量や、実行洗浄、
0:04:45	特設、特A特設線量及びサカイ最優先料、
0:04:51	交通管理目標値、被ばく線量評価の前提条件等が、ここ前提条件が、分割しないところに当たります。
0:05:03	2番目としまして、次濃度で共通で使用する設備としまして、四つ記載させていただいております。
0:05:13	一つ目は配置等ですね、取替えコスト経路の
0:05:20	変更工事の、に対する記載でございます。排気塔を廃校に切り替える。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	作業につきまして、
0:05:27	分割しないということでこちらの方は本文 5 に記載させてしているもの でございます。
0:05:34	二つ目として 2 号炉の復水タンクの共用化に伴う機械でございます。
0:05:39	こちらにつきましては本文に記載しているものでございます。
0:05:43	3 番目として放射性固体廃棄物の保管区域の集う保全に関する記載でござ います。こちらにつきましては本文の添付書類 3 が対象となります。
0:05:56	四つ目としまして算用応答ですね、共用共用設備についての記載でござ います。家庭につきましては保護が対象となります。
0:06:07	続きまして 10 ページ、11 ページ、12 ページ、こちらにですね、今回、 号炉分割を行わないところ、
0:06:16	すべてですね、
0:06:19	現在の認可を受けているページとですね、
0:06:24	オール分割を行わない箇所を記載させていただいて記載しております。
0:06:30	10 ページ 11 ページで、共通で認可を受けた評価の際の、
0:06:37	分カトウ行わないところ、12 ページで 12 号共通で使用する設備につき まして、分割しないところを

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:47	すべて記載させていただいております。
0:06:51	続きましてコメント内容の4番、記載の適正化についての、網羅的に説明する事項でございます。
0:06:59	こちらは、ページを、8ページにまた戻っていただきまして、
0:07:03	先ほどもお話したとお話しましたが、
0:07:07	下から2行目に当たりますが、全体にあたり、記載の適正化を図りましたと。
0:07:13	具体的な変更。
0:07:15	箇所につきましては変更場所につきましては。次ページ以降に示しと いうことで、こちらの変更の公平感につきましては13ページ。
0:07:28	に当たります13ページをよろしく申し上げます。
0:07:31	13ページに記載の適正化を図った内容を、すべて記載させていただいております。
0:07:38	変更。
0:07:39	に当たった場所としましては本文5、6、
0:07:43	9、10、添付書類の3456。
0:07:48	8となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:51	次の 14 ページ以降にですね、記載の適正化を、の、
0:07:56	行った場所を行った種類ですね、あと今回変更。
0:08:02	認可申請書のページを記載させていただいております。
0:08:07	これが 1 号炉につきまして 3 ページ。
0:08:11	モードにつきましても 3 ページ、6、6 ページですね。
0:08:15	すべて記載させていただきました。
0:08:20	続きましてコメントの 2 番、変更内容について審査基準に適合している ことについて説明することでございます。
0:08:30	こちらは、資料の 20 ページをご確認ください。
0:08:36	前回の資料ではですね、性能維持施設の変更箇所について、精査基準、
0:08:43	あと、廃措置の計画の記載箇所、
0:08:47	一番右の枠にではですね
0:08:52	今回の変更内容を記載させていただいておりましたが、こちらの方です ね審査基準の適合確認としまして、
0:09:00	記載を変更しまして、
0:09:03	配布のチェックの変更につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:06	今回の改札計画の変更で、性能 10 施設の維持台数の変更であります と、
0:09:13	今後においても灰措置の期間中の放射性は液体廃棄物の処理に影響がな いことから、
0:09:21	審査基準に適合していると判断しているということで適合確認を行って おります。
0:09:27	また、(2) (3) ですね、分割及び 3 適正化について、
0:09:33	審査基準適合制度。
0:09:36	確認を実施しております。
0:09:38	分割につきましては、現在、任期記念かの記述の分割であるということ である。
0:09:47	ありますので
0:09:49	制作部に適合していると判断しております。
0:09:52	また記載の適正化につきまして、
0:09:57	教員の記述の変更になり、変更ないへん内容に変更がないことから、
0:10:05	審査基準に適合していると判断しております。
0:10:11	続きまして、コメントを反映整理表の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:15	一番、廃液濃縮器の性能維持施設の変更について、具体的に説明すること。
0:10:22	こちらにつきましては補足説明資料を作成いたしまして、こちらの中で、廃液の食器につきまして変更の
0:10:33	でいうとですね変更の考え方について説明させていただいております。
0:10:40	補足説明資料をめくっていただきまして、
0:10:43	4 ページ目目次があると思いますが、
0:10:48	目次としましてはじめにと、女性の施設の変更。
0:10:54	廃液の食器の処理の実績及び今後の廃液の処理見込み結論と、四つの項目で説明させていただいて説明しております。
0:11:05	一番は、1 としましてはじめにということで今回は移設計画認可変更の、
0:11:11	拝察年拝察計画認可申請のホーム 6、本文 7 及び添付書類 6。
0:11:21	に期待してある性能維持施設である。
0:11:25	これは駅のところについてですね、維持台数の変更を実施することからその考え方について説明すると。
0:11:34	しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:37	ベースの下のページの2ページをお願いします。2番目として、
0:11:42	性能維持施設の変更ですということで現在のですね、萩野式の状況等を、
0:11:49	説明しております。
0:11:51	佐伯の速記につきましては、図1にいたします通りのところで、
0:11:57	廃液濃縮を行う設備のとなっております。
0:12:01	1号機につきましては、2.4トン、2号機につきましては4tのそういう能力を持っており、それぞれ2基設置をしております。
0:12:10	こちらは第2段階中にも、
0:12:12	現在でもですね、維持しております。
0:12:15	主機の4年間のそれぞれセキ及び今後の萩野処理を検討した結果、1台で十分であるとなったことから、
0:12:25	性能維持施設を二期から一気に変更すると。
0:12:29	変更したいと考えております。
0:12:32	この説明資料の一番最後のページになります。
0:12:36	アラキの食器のそれぞれセキと、今後の入りの層理見込みでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:42	現在のはがきの出勤につきましてはですね、
0:12:49	系統除染や機器除染で発生した水やですね、分析で発生した水
0:12:57	あと系統の P L O H S ですね、のうち薬品を含んだ、
0:13:01	漏電の高い廃棄を処理しております。
0:13:05	金の 4 年間の実績は表示に記載しておりますが、
0:13:10	1 年当たりですね、1 号炉で、16 日から 30 日、2 号炉で 29 日から 55 日間は処理実績があります。
0:13:19	こちらの処理実績につきましては、
0:13:23	常にですね廃棄の月 1 期の日で処理しているものでございます。
0:13:28	またですね点検も実施していますので点検は大体約 45 人。
0:13:37	11 年度は 45 日で点検しておりますが、この期間については上流のタンクで十分敬礼可能でありました。
0:13:46	また今後のですね、書類、背景につきましても、
0:13:51	分析のサンプリング、設備の点検の周期を考慮しても、
0:13:57	愛知県で発生した、生じれから大きく増加することはないと考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:03	ということもあり、今後も廃液のセキ 1 イデ所で十分だと考えております。
0:14:09	またですね、なお今後大量に発生する廃液としまして、
0:14:15	減少領域解体に伴って発生する廃液や燃料プールの水、
0:14:20	復水タンク 2 の流水が想定されますが、こちらについては当然図が低いことから、聞き取りに取り組んで、
0:14:29	それでちょっと水ということもありますので、
0:14:32	廃液の初期の処理に影響がないと考えております。
0:14:36	結論としましては劇の出勤につきまして、仁木から一気に変更した主したいと考えております。
0:14:44	説明については以上でございます。
0:14:51	はい原子炉規制庁宮嶋です。はい。説明ありがとうございました。こちらから、
0:14:58	はい。
0:15:01	江藤原子力規制庁の福原ですけれども、まず私の方から何点か、
0:15:08	四角に質問をさせていただきます。大きく分けて二つのカテゴリーがありまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:14	一つはですねメインになるのが、記載の適正化のところになりますんで、もう一つちょっと細かいところが何点かあるので、細かいところをちょっと確認させてください。
0:15:27	まず1点目なんですけれども資料の6ページ。
0:15:32	になります。
0:15:34	資料のってパワポの方ですね補足じゃないほうの資料の6ページの、
0:15:44	廃液濃縮器を2台から1台にしますよっていうところなんですけれども、
0:15:49	今後発生する廃液というのがですね上から三つ目のポツです。6ページ上から三つ目の丸、今後発生する廃液は、
0:16:00	分析や点検等で発生する薬品を含んだとありますけれども、
0:16:06	具体的にどういう
0:16:10	ふうに発生するものか。
0:16:13	押し分かる。教えていただけますか具体例。
0:16:18	具体例を知りたいんですけども。
0:16:23	廃液はどのように発生するか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:27	はい。中部電力のイナマスでございます。点検等で薬品を含んだ水が発生するということでございますが、例えばですねR C C W系につきましては、R C W系の水にですね、
0:16:41	大府防錆剤を添加しておりますので、
0:16:45	このR C C W系の水につきまして管理区域内で水を、機器の点検をした場合ですねこのR C C系に係る水につきましては、
0:16:58	薬品を含んでおりますので、
0:17:00	この中期でサービスですね、系統にブドウをしそれ以降ですね、
0:17:07	という遊びを行って廃業処理するということになります。
0:17:14	はい。規制庁フクハラですR C C系の、要は水が、
0:17:20	行ってるというか、そういう、例えば伝送器であったりとかそういう機器を点検したときに、水をブローしなきゃいけないんで出るという認識でよろしいですか。
0:17:32	電力の飯沼でございます。その通りでございます。R C C W系を含んだ系統について連携をする。
0:17:41	ためにですね、系統の水を抜かなきゃいけない。ブローしなきゃいけないときに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:47	発生する水でございます。
0:17:50	原子力規制庁フクハラです承知しました。
0:17:53	あともう1点、細かいところ非常に細かいんですが、この濃縮空気というのが1号と2号でそれぞれ2台ありますという認識ですが、
0:18:05	図がですね例えば補足資料の2ページに図を図1図にとあって濃縮機が、
0:18:13	1号に関しては1台しか書かれてないんですけども、
0:18:17	これは何だろう、表現の仕方ということでよろしいですか本当は2台2台ある、あるという。
0:18:23	理解で大丈夫でしょうか。
0:18:28	中部電力の稲葉でございます。その通りでございます。表現の仕方です。今廃止措置計画に記載している。
0:18:36	表です。それフローですね、大戸使ってですねここは記載させていただいております。また設置許可につきましてもですね、同様の記載になっております。以上でございます。
0:18:48	はい、原子力規制庁福原です。了解しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:52	私の方から確認したいメインのところ記載の適正化になります。それでページ数で言えばですね資料の13ページ。
0:19:04	から何点かちょっとこの記載の適正化の中身について確認をさせてください。
0:19:11	まず1点目なんですけれども、
0:19:14	13ページのちょうど真ん中ほどに、
0:19:19	維持期間の見直し本文6というのがあります。13ページ真ん中ほど、維持期間の見直し本文6というのがあります。
0:19:31	これですねこれをちょっと本文の方を、今ちょっと確認したらですね、ちょっと今から私申し上げますけども、
0:19:41	ここ何書いてあるかっていうと性能維持施設、
0:19:45	の表が書いてあって、
0:19:47	各施設において放射性固体廃棄物の処理が完了するまでは維持してくださいってようなことを書いてあるんですね例えばその、
0:19:59	何だろう使用済み樹脂系とか、
0:20:01	フィルタースラジ系。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:04	のことを書いてますで、今回変更したのが、各施設においてという言葉が追加されてるんです。
0:20:10	性能維持期間の。
0:20:13	ところに、各施設においてという言葉が追加されてるんですけども、
0:20:18	これ、どういう、どういった意味になりますか。
0:20:24	はい。Web電力のイナマスでございます。当該の記載につきましては 辺まず変更前の記載につきまして、放射性固体廃棄物の処理が完了する までと記載させていただいております。
0:20:39	その当該の表を、左を見ていただくとですね、
0:20:45	ランクが12346種類、廃液の種類って3種類あります。
0:20:53	現在のオオキサイであると交差点抗体の廃棄物が処理完了するまでとい うのはですね見た目ですね当該の
0:21:03	左にあるですね、固体廃棄物がすべて処理できないと解体できないので はないというですね。
0:21:12	解体できないのではないかというか、市来、終わるまで行き、すべての 固体廃棄物が、処理完了するまで維持しなければいけないのではないか と。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:24	いう記載に見えてしまうという、当社のコメントもありましたので、
0:21:29	今回変更にあたりまして各施設においてという一言を付け加えさせていただきます、
0:21:37	この各施設というのが、例えば廃液A、A-サカイ系ですね、
0:21:44	農畜廃液貯蔵タンク、
0:21:46	であったり、使用済み樹脂、A系ですね、各与党タンクありますがこのタンク、
0:21:54	ヒダサトウにつきましては、広川スタートタンク、ここのタンクの大北
0:22:05	駅部が処理終われば、当該の施設の
0:22:09	維持が完了したという記載に、
0:22:14	見直させていただいた次第でございます。
0:22:20	はい。規制庁福原です説明を伺うと非常によくわかります。
0:22:20	変更前は、六つのタンクすべてが、お役ごめんにならないと、性能維持期間というのが完了しない。完了しないの、何だろう。
0:22:33	ゴトウになるんだけれども、それぞれのタンク6種類あるタンク、各施設においてっていうのを入れることによって、一つずつのタンクで考えられるということよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:48	中部電力の稲本でございます。おっしゃる通りで、等々、変更前につきましてもですねU Iとしてはそういう意味合いで記載させていただいた。
0:23:01	のですが、そのプルームとですね人によってはですね、やっぱ全部処理しなければいけないんじゃないかというですね、疑問というか、言葉のあやといたしますかそういうところがありましたので今回、明確にするためにですね、
0:23:15	各施設においてという一言を付け加えさせていただきました。以上でございます。
0:23:21	はい。状況はわかりました。
0:23:24	あと続いてですね 14 ページ、資料パワポの資料 14 ページの、
0:23:30	これがー
0:23:35	申請書のページで言うと 57 ページって書いてあるところになります。
0:23:43	右の列のですね申請書のページでいうと 57 ページのところ、
0:23:48	これ何を書いてるかっていうと、適正化種類が実施期間の整合であるんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:56	これ、申請書を見るとですね、ちょっと細かい字で、ちょっと正しいかどうかあれですけども、
0:24:04	建屋等解体撤去。
0:24:08	建屋を解体撤去しますよっていう。
0:24:12	があって、第二段階で終わるし、
0:24:17	修正前変更前は第二段階で建屋の解体撤去が終わりますよう、それを第3段階終了の時までに延ばしている。第3段階終了の時に建屋撤去が終わりますよ。
0:24:31	希ガスホールドアップ建屋だと思うんですけども、その
0:24:35	解体撤去終わるタイミングを第3段階までずらしてるというか、延長してるように見えるんですけども、
0:24:43	その理解でよろしいですか。
0:24:47	Web電力のイナマスでございます。おっしゃる通りですね記載をですね定型化させていただいて、見え方ですが、第二段階に見えるような記載から第3中まで見えるような記載に、
0:25:03	変更しているというよりもですね大本ですね、江坂大戸ビルの解体につきましては、元ですね年間受けた拝察計画書ですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:14	本文 5 のですね 38 ページになるんですが、
0:25:19	元にございますでしょうか。なければですね、どういうものかと言いますと、第一段階第二段階第 3 段階で 4 段階の区分が記載しております、その中で、
0:25:32	第二段階はこういうものよりも大変だと、こういう、こういうものをするよという記載が、明確に書いてある中で、当該のですね、他コードビル、木田層雑と建屋、
0:25:45	につきましては、当該の記載ではですね、第 2 段階、引き続き第 3 段階で、
0:25:52	壊して、解体していくということの記載が明確に書いてある。
0:25:57	ですが、当該のですねオチオオヤテ 15-1 の図ではですね、ぱっと見ですね第二段階の期間の中で、合わせていくように見えていると。
0:26:11	配置計画の中で等を記載の整合がとれてないと、いうこともありまして、表現をですね、ちゃんと本文に書いて本文の中で明確にしている記載にですね今回はさせていただいたということでございます。
0:26:32	はい。規制庁福原です。修正の内容はわかりましたが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:40	もともこの方、希ガスホールドアップ建屋は、第3段階終了D2までに、
0:26:50	にかかって、解体撤去する予定だったってことですかね本文本文通りのつもりだったつもりだった。
0:26:59	よろしいですか。中部電力の飯沼でございます本文の中ではですね、第二段階から第ライン段階から第3段階にかけてですね、
0:27:10	当該の建屋をですね、解体するということを記載して、その通りに進むと考えております。
0:27:21	はい。
0:27:22	ちょっと
0:27:25	細かい表現になるかもしれないんですけども、
0:27:28	申請しよう。
0:27:30	修正前改正前の申請書を見ると明らかに第二段階で終わるような書き方に私には見えるので、記載の適正化というよりかは、
0:27:42	大きい修正なのかなそっちの方の部類なのかなあという気はしますけれどもとりあえず事実関係は、
0:27:49	わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:51	次ですけれども、ページ 14 ページの、
0:27:56	ページでいうと、一番右の列の申請書項でいうと 64 ページ。
0:28:03	の、
0:28:04	す。
0:28:06	維持期間の見直しになります。
0:28:10	表 6-1 の維持期間の見直しというところになります。
0:28:21	ちょっと
0:28:31	すいません。
0:28:32	ちょっと先にですね、次の 84、その一つ下、ごめんなさい資料の 14 ページの、
0:28:40	右の列の申請高でいうと 84 ところを行かせてください。
0:28:46	除染の計画というところになります。
0:28:50	で、
0:28:51	ここ何を書いてるかっていうと、機器の除染について書いてあるところになります。で、変更前の章立て章立てじゃない項目立てというのが、
0:29:03	機器除染をしますよっていうところが、両括弧 2 で書いてあってその後ろに両括弧 3 で、解体後除染、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:12	ていうのを記載してますんで、今回変更後のところを見ると、そのさっきの両括弧3の解体後除染を削除して、
0:29:22	解体後助成も既助成に含めますよっていう書きっぷりにしてるんですけども、
0:29:29	これは、何かその現場作業としては実態としては何も変わってないでしようかっていう確認とあと含めた、
0:29:38	ねらいというか意味合いっていうのは何かありますか。
0:29:46	中部電力のイナマスでございます。おっしゃる通りですねまず現場作業につきましては何も変わるものではございません。
0:29:54	今回つけ足したというか含めたものにつきましては、ほぼの表のオノ2にですね甲斐議会段階で実施するですね、
0:30:08	解体方法を解体撤去の大手方法という表がございます。
0:30:14	この工事の表の中の工事内容の中にですね、
0:30:21	と、木戸銭をするという、
0:30:27	ルートを読みますと、汚染機器は、分別、除染により、可能な限り放射性廃棄物として、
0:30:36	扱う必要のないものとするという。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:39	<p>明確にですね、ここを出させるという記載があるにもかかわらずですね、当該の本文 9 は、除染に関する記載のところなんですが、ここにですね、この当該本部の方で実施する大井が、</p>
0:30:55	<p>明確に記載されてないということもありまして、ここを追加したと。実際問題何か変わるものではなくて、ここに書いてあったものを向けにちゃんと明記させていただいたというものでございます。以上です。</p>
0:31:13	<p>はい、承知しました。</p>
0:31:16	<p>さっき私が言いかけた、その一つ前の 64 ページの件は</p>
0:31:23	<p>大丈夫ですのでちょっと今確認した理解しましたので大丈夫です。私の方からはとりあえず以上になります。</p>
0:31:39	<p>規制庁のトガサキです。その記載の適正化に関する、</p>
0:31:45	<p>説明をちゃんとあれですね野瀬。</p>
0:31:50	<p>概要説明に入れてくださいっていうふうに言った私がちょっとコメントしたと思うんですけど、その趣旨は、</p>
0:31:57	<p>今回、つけて、13 ページ以降につけていただけてるものは、我々その申請書をもう見てますので、ここに書いてある情報ってのは我々は把握してます。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:10	それで、先ほど、こちらから質問したように、そのG C期間の整合性とか、維持期間の見直しとか、
0:32:23	あと、もう一つは、
0:32:25	これちょっと非公開部分になるので図面は、
0:32:29	マスキングされてるところなんですけど、
0:32:33	廃止した対象施設の削除とかですね
0:32:38	これは6058ページですかね58ページの図面があるんですけど、
0:32:45	そういうものとか、維持期間の見直しとか、
0:32:48	そういう表現だけしかないの、変更がですね、記載の適正化として、判断できるようなものなのかってのがわからなかったの、
0:33:02	そこをちゃんとどういう理由で何をどういうふうに変更して、それが新たな変更ではなくて、
0:33:12	他の申請書の記載ぶりとかも含めて考えてこれは記載の適正化だっていうことがちゃんとわかるような説明をお願いしたいという趣旨です。
0:33:27	ご質問をさせていただきました。主事がちゃんと伝わってなかったのかもしれないんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:32	先ほどのおっしゃられた説明っていうのは、申請書には書いてませんので、他の申請書の記述とクラタの比較して、
0:33:42	明らかにその前の申請書の記載ができる足りないところがあって、
0:33:50	それを補足しただけだということを、いう説明だったと思いますので、
0:33:55	そこら辺をちょっとわかるように説明していただきたいと思います。
0:34:00	それについてはいかがでしょうか。
0:34:09	中部電力の田村でございます。
0:34:12	前回の面談で、
0:34:15	ご指摘いただきましたところの趣旨が少し、こちら、伝わりしてないところがありまして失礼いたしました。
0:34:23	今ご説明いただきました、この記載の適正化のこの申請書の中の括弧書きで書いてるところ、これのさらに具体的にですね、こういった内容で、この
0:34:36	括弧の中が出てきて、記載の適正化としたという判断、こちらの内容を、この概要説明資料の中に、を一つ一つ書いていくようなイメージで、
0:34:48	よろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:50	規制庁のトガサキですけど。
0:34:54	今のその重々三瓶Gカラー、
0:35:00	これはだから、
0:35:03	19 ページですか、これはもうもう申請書に書かれていることなので、これはこの概要説明資料から落としていただいて、補足説明資料 2、付けてもらうのはいいと思うんですけど、
0:35:15	これは別にこの概要説明の中に入らないと思います。一方で、この概要説明の中では、先ほどの、
0:35:26	93 ページで言いますと
0:35:29	5 番目の増、実施期間の整合で 6 番目はちょっと表現の仕方が低う必要かもしれないですけど敗訴し対象施設の削除で、
0:35:39	1 個飛んで維持期間の見直し。
0:35:42	それと、あともう 1 個、確かあったと思うんですけど、
0:35:48	1 コガ。
0:35:51	これは、
0:35:52	84 ページのですかね。84 ページのは、
0:35:57	除染計画の機器除染。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:00	これがどれになりますかね。
0:36:04	84 ページのは、この 13 ページでいうとどれどれになりますか。
0:36:17	用語の統一、じゃないか、用語の統一ってやつですか。
0:36:23	用語の統一。
0:36:26	上から三つ目ですかね。
0:36:29	では今言った 123 四つについては、
0:36:39	文書具体的にこういう記載だったんですけどこういうものを見直します。ていうのをちゃんと書いてもらいたいと思います。
0:36:50	中部電力田村でございます。
0:36:52	承知いたしました。先ほど本文 9 のところはですね、ちょっと括弧書きの文書を行っていたので、概要説明資料 13 ページではですね、記載の統合というところで、
0:37:04	記載させていただいてございました。
0:37:07	今、
0:37:09	ご指摘いただきました項目につきまして、こちらについて補足説明資料、
0:37:15	の中で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:18	説明します。
0:37:21	資料の中で具体的に案の説明を、を追記させていただきたいと考えております。
0:37:28	お願いします。それで、ちょっとカクウ確認でちょっとマスキング部分がちょっとどこかわからないんですけど、
0:37:37	廃止対象施設の
0:37:41	申請書でいうと、
0:37:44	58 ページのところですね、このさっきの概要説明資料でいうと、
0:37:51	14 ページの、
0:37:54	真ん中にある 58 ページって書いてあるところで、廃止対象施設の削除 っていうふうな間ちょっと図面見て、
0:38:02	削除っていうより何か、
0:38:06	変更後の方が、
0:38:09	何かを増えるような気がするんですけど。
0:38:13	あと一部なんか削除してる図なんか、
0:38:16	ものもあるんですけどどれが削除なのかとかあと、この削除部分は何か 非公開情報なのかっていうのをちょっと教えてもらいたいんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:28	中部電力のイナマスでございます。当該の資料は手元にあるということで、説明させていただきますと、
0:38:38	赤い枠が三つあると思いますが、一つは、放水一つは2号の建屋を、の枠だと思いますが、もう一つの
0:38:50	枠の近いわけですね、こちらの方が、地方の10名が入ってきたタンクでございますが、
0:39:01	こちらの方が、簡単に言うと、記載がそのまま残っていたというものでございます。こちらの方は図自体がですね
0:39:15	決定図になりますので全体はですね非公開指導となります。
0:39:21	ありがとうございます。わかりましたそうそうしたら、概要説明の方では、
0:39:26	1号炉の10四つ重油タンク、
0:39:29	を削除しますっていうふうに、それから書くことはできますか。
0:39:36	ということでこのイナマスでございます。当該のですね、おっしゃる通り当該部分のものについて何を削除したかというのをですね、
0:39:47	変更概要指導の中の説明の中で書かさせていただきます。以上でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:53	規制庁のトガサキで、その1号の重油タンクっていうのは、
0:39:59	この、この図面っていうのは、
0:40:03	これは廃止措置終了後の状態を表しているものなんですけど、
0:40:09	もともとだから廃止措置の対象施設になってて、そ、それを、もうは、 終了時点ではなくなるっていうのは、他の申請書の記載のところでは、 わかるようになってますか。
0:40:31	中部電力のイナマスでございます。東郷東郷の重油タンクにつきまして は、廃止措置対象施設になりますので、
0:40:42	図的にはですねアイザワ対象廃措置が終了辞退した時点で受けるもの で、なくなるものでございます。
0:40:53	今回、お話の出た、廃止対象施設に明確に書いてあるかというところ は、表の4に、本文4のですね表に書いてあるかということでございま すが、
0:41:08	補表の4の記載のところはですね、
0:41:12	設置許可、
0:41:14	もしくは設置許可変更許可を受けた施設を明確にして、期待してありま す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:21	当該のところはですね次です。ないしボイラーのですね。
0:41:28	燃料で使う設備になりますが、
0:41:32	ディーゼルとかですね、記載はあるものの、当該のですね、タンクが明確に記載はですね、当然設置許可に明確になってないということもあって記載は書いてないものでございます。
0:41:46	規制庁のトガサキですそれは追加する必要はないんですか。
0:41:51	ですから今の 58 ページの適正化の理由を、理由が、廃止対象、廃止措置対象施設の削除って書いてあるので、
0:42:03	そうすると廃止措置対象施設をんになると思うんですけど、
0:42:09	それがリストに載ってないっていうご説明だったと思うんですけど。
0:42:13	だから、今はまだあるものなんですよ。
0:42:17	それを追加する必要ってのはないんですか。
0:42:23	中部電力のイナマスでございます。先ほどのか、お話ちょっとさせていただきます。当該タンクにつきましては
0:42:34	事例のですね油のタンクということでじれるに附属する設備でございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:42	ディーゼルが記載されている、拝聴して記載させていることから、当然ですねハヤシサイショ施設と考えておるものでございます。
0:42:54	規制庁のところで別ディーゼルの附属設備というふうに整理されているということですか。
0:43:03	中部電力の稲葉でございます。その通りでございます。わかりました。そうしたら、そういうのがちゃんとわかる、わかるように、
0:43:11	ちょっとこの、これが記載の適正化だっというふうにちゃんとわかるような説明をお願いしたいと思います。
0:43:22	中部電力のイナマスでございます。了解いたしました。記載の方ですね概要説明資料の方で説明できるようにですね記載の方をしたいと思えます。
0:43:34	はい。規制庁のトガサキです。その概要説明の中でももう1個もう一度ちょっと次、事業者さんの方でそういう内容的な何か説明が必要な、
0:43:46	ものがあつたらそれをちゃんと書いてもらいたいのと、ほかにだよ、もう単なるその用語の種修正とかですね、定義の統一とか、
0:43:57	ていうのもありますっていうのも、
0:43:59	一文で追加してもらいたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	よろしいでしょうか。
0:44:07	中部電力のイナマスでございます。了解いたしました用語の統一というのはこういうものだとすることを明記しようと、明記してくださいという内容だと思いますので記載していきたいと思います。
0:44:24	トガサキですけどその用語の何が何かあったとかそういうのではなくて、このほかだよ、用語の統一とか、
0:44:34	誤記の修正とか、等の記載の適正化があるってということだけ書いてもらえばいいんですけど。
0:44:41	ということでこのイナマスでございます了解しました。それ以外にこういうものがありますということで、伝えさせていただきたいと思います。はい。ちょっと規制庁の高崎です。このくらい繰り返しになりますけど
0:44:55	一度事業者さんがその申請書に書き書いたものを、今回変更されるわけですけど、それが本当に記載の適さず適正かどうかっていうのは、
0:45:07	我々その内容とか理由をちゃんと確認しないと、それでいいという判断ができないので、そこはちゃんと丁寧の説明をしていただきたいと思えますけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:19	という言い方、理解されてると思うのでよろしくお願いします。
0:45:28	中部電力のイナマスでございます。了解いたしました。資料の中で説明できるように記載したいと思います。
0:45:38	はい。あと、規制庁の戸松です。あともう1点私がちょっとこれからこの前質問したと思うんですけど、9ページ目以降の、
0:45:48	ものもうこの、9ページで大体
0:45:53	あれですね、
0:45:55	12号に分けないやつっていうのはこういうものだというのはわかりましたので、概要説明としては、この9ページだけでいいと思うんですけど、
0:46:05	ちょっと補足説明資料の方に10ページからはちょっと落としていただいて、その時に、9ページの②の、特に②の四つポツがあるんですけど、
0:46:18	そのどれが、その9ページ以降のやつに関係してるのかっていうのをわかるようにしていただきたいんですけど、というのは、
0:46:28	例えば②の二つ目の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:31	補給水系連絡は、配管設置ってというのは、この9ページ目以降のこのタイトルだけを見ると、
0:46:41	どれに関係してるところかっていうのが、
0:46:44	ちょっとわからなかったんですよ。で、これ、例えば
0:46:50	ホール経路の変更工事ってというのは、そういうふうに10ページ以降にちゃんと書いてあるので、多分これなんだなってのがわかるんですけど。
0:47:01	特に9ページの②の、
0:47:04	二つ目と三つ目と四つ目ですがこれのどれが関係してるかわからないので例えば何か番号付けて、
0:47:15	9項の90ページ濃度どれが関係してるっていうのがわかるようにしてもらいたいんですけど以下いかがでしょうか。
0:47:29	中部電力のイナマスでございます。了解いたしました。補足説明資料の中で9ページの②につきまして
0:47:39	当番をつけるのに何なりしてですねどれがどれに当たるというのをですね、
0:47:45	明確に記載したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:48	規制庁のトガサキです。ちなみに
0:47:52	あれですね、補給水系連絡配管設置っていうのは、
0:47:58	どれに関係するんですか。北相木別の、
0:48:03	何かあれですか、系統図か何かですか。
0:48:32	北井の処理フローというのはあるんですけども、液体の処理フローとい うのが、
0:48:37	ちょっと見当たらなかった。
0:48:40	ただ中部電力のイナマスでございます液体の処理不良等ではございませ んで、1度の補助給水を
0:48:52	取り上げるということで元の認可の49ページにあります、
0:49:01	49ページはですね、
0:49:05	最終行というか、第一段階ですね。
0:49:08	1号と2号の原子炉建屋内の燃料を取り出した後にですね、補給水系の 連絡配管を設置するとともに、2号の復水タンクの不正、
0:49:21	1号及び2号の共同とすると。
0:49:24	1号の補給水は2号の復水タンクで運用するという記載がありますそこ のところ、当該の箇所となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:32	わかりました。ちょっとそういうのがちょっとわかるように、
0:49:37	してもらいたいんですけど要は 12 号基本的に分けますっていう申請なんですけど、分けない部分があるっていうことなんで、分けない部分は、9 ページの①の被ばく評価っていうのはわかりやすいと思うんですけど、
0:49:52	②っていうのは多分共用をしているところ、
0:49:57	だと思うんですね。
0:49:59	3 番目の答え物も今日共用なんですかね、いやそそういうちょっと、福岡の申請書の、だからどこの部分に関係してるのかっていうのが、
0:50:10	わか分かるように、補足説明資料の方で、
0:50:14	説明してもらいたいと思います。
0:50:21	小沼でございます
0:50:24	了解いただきましたこのページのどこの部分なりわかりやすいですね、
0:50:31	覗けるような記載をちょっと考えてですね、お示ししたいと思います。
0:50:37	はい。ありがとうございます。それとすいません
0:50:41	ちょっとこれだと単なる確認なんですけど、9 ページの②の一つ目の排気塔から排気孔に変更っていうのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:53	排気塔ってのはわかるんですけど排気工程どどこになるんですか。
0:51:05	中部電力のイナマスでございます。
0:51:08	廃棄、
0:51:09	等からですね廃棄高に切り換え工事をですね、出席させていただいております。
0:51:16	こちらの方は、12号のにつきましては、廃棄につきましては1号共用の排気塔でございました。
0:51:25	この共用の排気塔のですね1号と2号のですね交わるところの手前でですね、
0:51:34	ダクトを分割しまして、1号の排気口用の排気口を作成してですね、
0:51:42	スターモールでございます。
0:51:46	すいませんあの件非定常のトガサキですけど、
0:51:50	すいません、1排気塔というのは共用というのは、一つの排気塔を、
0:51:57	12号で共用してたんですか。
0:52:01	中部電力のイナマスでございます。その通りでございます。規制庁のトガサキです。それを、
0:52:07	12号、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:09	遠田排気塔に交わる部分。
0:52:12	というのがあってそこ、そこが排気高ってということですか。
0:52:19	中部電力のイナマスでございます。その通りでございます。1号と2号の排気塔に入る手前で合流する部分の、その手前です。ね。
0:52:32	やはり備考をつけたということでございます。規制庁のトガサキです。それで、ちょっと僕、ちょっとわかりにくかったのが、この普通だったら、もう
0:52:43	今廃校になっていて廃校が共用設備だったら、その排気甲田の説明だけをすればいいと思うんですけど、何でその工事の説明をしてるのかっていうのがちょっとわかんなかったんですけど。
0:52:56	この申請書には、こういう排気塔を排気孔に変えるっていう、工事に関する記述があるっていうことなんですか。
0:53:08	中部電力の稲本であります。
0:53:12	例えばですね、建設は拝察計画の申請書にですね記述があります。
0:53:20	等は、放出経路の変更工事を実施しますと。
0:53:25	実は共用の排気塔を住宅棟のところの0点で切断するという記載がですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:36	早崎計画書の 45 ページ 46 ページ。
0:53:41	納期ところにですね、記載させていただいておまして、
0:53:45	それ以降ですね当該の排気塔とか排気孔に関する記載が飛び込んでもで すね何ヶ所か出てきますので、
0:53:52	当該のところは、1号と2号の共通の記載というところで
0:53:58	分割しないカトウとして
0:54:01	おります。以上でございます。
0:54:03	規制庁のトガサキです。わかりました。で、その工事は第2段階中にあ るのでまだ今は廃棄等で、
0:54:13	ホースしてるっていう理解でいいんですか。
0:54:17	中部電力のイナマスでございます。当該納工事はもう終了してありまし てやはり、になっております。
0:54:24	そ、それに伴いまして性能維持施設もですね廃墟国のの設備が衛星の移 設になっております。
0:54:33	すいません 10 ページの
0:54:36	リストを見ると、
0:54:38	第二段階中って書いてあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:43	これは第一段階中に終わってるってことなんですか。
0:54:49	中部電力の稲葉でございます。こちらにつきましては第二段階で実施したものでございます。
0:55:02	あ、すみませんわかり今すみません今第二段階中ってことですね。
0:55:10	そういうことになってございますその通りでございます。わかりました。
0:55:15	私からは以上です。
0:55:22	規制庁ミヤジマヤスすみませんちょっと1点だけこの記載の適正化のところ、
0:55:27	ちょっと理解ができなかったところがあるので、
0:55:30	ちょっと
0:55:31	等、
0:55:35	申請書のページで言うと、60ページの箇所のところの、記載の適正化、この資料だと、
0:55:44	14ページパワーポイントの14ページの登録の2の性能維持施設に関する内容記載の明確化っていう箇所ですね。
0:55:53	こちら、60ページって書いてあるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:57	これ、
0:56:00	申請内容そのまま
0:56:02	真正面から受け取ると、
0:56:04	頭を外し強い。
0:56:06	すいませんちょっと読みますね。
0:56:09	まずは、
0:56:12	その他の安全確保上必要な設備等の施設というところの、その等を外して、
0:56:18	新しい、今回の申請内容だと、換気設備っていうものをつくり出した上で、
0:56:24	その他の安全確保上必要な設備の等を消しています。
0:56:29	いう申請なんですけれども、この等の内容でそのまま関係設備イコールっていうことでよろしいですか何かその他に、
0:56:37	等が入っていて、
0:56:39	もし今回の申請でこの安全上各安全確保上必要な設備等の等を消しちゃったらそれまで消えてしまうのかなっていうところが、ちょっと懸念しているんですけれども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:51	これはもう完全にイトウ＝換気設備ですっていうふうに明確に行けるものでしょうか。
0:57:00	はい。中部電力のイナマスでございます。今、申請書の方はウエイトだけを見るとですねちょっとそうになってしまうのですが、
0:57:11	今ですね主、年間いただいている申請書ですね 77 ページ、78 ページが当該のところに当たります。
0:57:22	当該のですね等の前の記載のですね、
0:57:28	例えば例えば構築物、放射性廃棄物の処理設備、放射線管理施設、
0:57:37	その他の安全確保状況だ設備というのはですね 78、77 ページの下、
0:57:46	下の行目の (1) からですね、(5) の内容を記載させていただいているものでございます。その中で (4)、78 ページの (4) の換気設備、
0:57:59	日程という記載があるものの、77 ページの当該の記載のところではですね
0:58:06	設備がないと。
0:58:08	その等というのがその後ろを、(1) から (5) を確認すると、(4) が当たると、いうことを話しまして、
0:58:19	衛藤は (4) と、換気設備だということで記載しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:24	おります。その他の例えばこれ以外の設備につきましてはすべて括弧5の相当安全、
0:58:31	確保上必要な設備に網羅されますので記載については問題ないかと考えております。以上でございます。
0:58:39	原子力規制庁の宮島です。ありがとうございます。この(4)のところということで、はい。理解、整理ができました。すいません今の質問も、
0:58:49	これでもし性能維持施設に関する内容というところの記載で、
0:58:55	範囲が変わってしまったらその性能維持施設丸々そのもう1回ちょっと評価しなきゃいけないのかなと思っていてこれが
0:59:03	単純に記載の適正化というふうに、
0:59:06	くくれるのかなというところの問題意識で今質問させていただいた次第です。
0:59:11	はい。私からも以上なんですが、何かございますか。
0:59:17	規制庁の戸松今の点もちゃんとウダほかの申請書の記載以降と、
0:59:23	相当照らし合わせると、ただ単なる、
0:59:26	記載の適正化だっというのがちょっとわかるように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:30	概要説明資料の方で説明をお願いしたいと思います。
0:59:38	中部電力のイナマスでございます。先ほどのご指摘いただいたところに合わせてですね、当該箇所についても同様に対応していきたいと思えます。ありがとうございます。
0:59:53	どうぞよろしく申し上げます。
0:59:55	何かね。
0:59:59	はい。よろしくお願ひ。
1:00:02	規制庁ツカベです。概要資料の 8 ページ目 9 ページ目のところで、
1:00:07	ちょっと書き方になってしまって本来であれば資料について書き方についてこちらから、
1:00:14	指摘させていただくのはおかしいと思うんですが、
1:00:18	1 点目がですね、す。第 3 パラグラフあたりで、
1:00:24	あとは、同発電所と同様なプラントに行って一つの認可を受けている発電所と書かれているところを、
1:00:33	認可を受けたとしていただきたい。この趣旨は法令改正でみなしで、
1:00:40	新法で、
1:00:42	認可されているものとみなされているので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:45	そこはあの委員会を受けたという過去の、
1:00:50	時点の記載にしていきたいということと、
1:00:54	あともう1点確認なんですけど、
1:00:57	その次のP L U Gパラグラフデータ出しで、
1:01:02	ゴール分割をしないことが合理的という、いうところなんですけど。
1:01:07	私の理解では申請書自身は完全に二つに、
1:01:12	この分割されていると思うんですが、
1:01:15	そちらはそういう理解でよろしいですか。
1:01:27	中部電力のイナマスでございます。了解しました。まずですね記載の方 につきましては了解いたしました。分割につきましては1号の排泄申請 の中で1号の、
1:01:43	拝察経過が進めてられる記載、2号は2号で廃止措置計画の今回申請さ せていただいた内容で、
1:01:51	拝察計画が定められている記載に分割を適正に実施しているものでござ い。
1:01:59	排気筒からわかりますで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:02	そういう意味では第3パークパラグラフの先ほどのところの最後の後期 分割を行うことの前に、
1:02:11	廃措置計画、
1:02:13	おっと書いていただいた上で、廃止措置計画申請書なのかもしれませんが けど、
1:02:20	を入れていただいた上で、そのただしのところについては、
1:02:26	分割を行わないこととしたわけではなくて、
1:02:31	多分、同じものを書く。
1:02:36	変えたということだと。
1:02:39	理解しているので、その趣旨が、
1:02:43	わかるようにしていただければと思います。
1:02:48	底部連絡のイナマスでございますおっしゃる通りですね、同じものを記 載していることが分割しないという理解で記載させていただいて、
1:02:59	出ました。おっしゃる通りですね、同じ記載をしていると。
1:03:04	ということでもありますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:08	そこの記載は、見直したいと思いますありがとうございます。はい、そうですね申請目的が、新セキの内容が分割するといって分割を行わない というと、
1:03:17	ちょっと何を説明してるかわからなくなるの特に今回9ページ目で分けて記載してしまうとですね。
1:03:24	頭書きで分割を行わない箇所と書くと分割してないように読めるので、 ちょっと9ページ目の頭書きの最初のところも、
1:03:34	記載ぶりをちょっと、
1:03:36	工夫していただければと思います。
1:03:42	中部電力の飯沼でございます。おっしゃる通り、分割を申請しているにもかかわらず分割しないというのはちょっと記載の方が、
1:03:53	うまくないのっていうコメントを受けまして議題の方を直したいと思いますが、
1:03:59	はい。記載に、規制庁葛西記載については以上で、
1:04:04	もう1点が前回のヒアリングのための際にもお伺いした廃液同種空気は 2台を1台とするという、
1:04:14	ところなんです、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:16	前回のご説明だと、基本的に大そのまま、
1:04:22	の形で残されるという、
1:04:25	理解をしたんですけどそれはそういう理解でよろしいですか。
1:04:31	中部電力のイナマスでございます。営農資金につきましては未来、適正な時期にですね、嫌いにするもの、それまでの案につきましては2台でですね、
1:04:46	対応していくということとなります。
1:04:49	実際は1台あれば、十分な設備でございます。
1:04:53	はい。江藤D。
1:04:59	基本的に何で今回のタイミングで申請なのかというところに行き着くんですが、
1:05:07	今は性能維持施設として2台を管理しているところを、今後は、
1:05:12	性能維持施設1台と後は、もう1台は自主的に定める静的に定める設備として管理していきますということなんですがその
1:05:22	管理形態をこのタイミングで、
1:05:24	変えたいということなんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:36	中部電力のイナマスでございます過去の時、実績を踏まえて、今後の処理実績を踏まえた結果ですね。
1:05:46	十分機材で処理できるということが確認できましたので、限界。
1:05:53	農政連施設のですね、再提出の運用台数を1台に見直した、今回のタイミングで見直させていただいたというものでございます。
1:06:04	はい。それで1台は、
1:06:07	廃止しますというか、使用しませんということであれば、
1:06:11	今のご説明はわかるんですが、
1:06:15	引き続きどちらを使うかわからない状態で、
1:06:19	維持される。
1:06:21	と理解してるんですけど。
1:06:23	それは違いますか。
1:06:27	中部電力の稲葉でございます。今回1台に性能維持施設を変更することで、当該の排水の書記につきまして、当社のタイミングで、
1:06:42	適切な時期にいずれも共有指導してですね、改定できるということのメリットがございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:51	そのタイミングしばらくもちょっとさっきいいかもしれませんし認可いただいた後かもしれませんが、当社の中でタイミングよくですね早くのセキを
1:07:05	改善するにあたって、
1:07:09	早めの設計次第で今回、それできるとわかった時点が、現在でございましたので、それ以降一の敷地内を
1:07:20	解体するにあたってまた許認可を受けなければなりませんので、
1:07:28	適切な時期、今の時期ですね、判断して
1:07:33	申請して、させていただきました。以上でございます。
1:07:38	はい。規制庁大塚です。そういう意味で、今後、1台にする見込みもあるのでこの度こんタイミングで申請しますというご説明だったと理解しました。ただ一方、
1:07:52	維持台数というのは別に必要とされる。
1:07:56	要領を、
1:07:57	を書くところではなくて、
1:08:01	その維持施設そのものは
1:08:03	機能を維持する設備として登録するものなので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:07	衛藤。
1:08:09	同じような形で維持をされて、今後も使う可能性が。
1:08:16	あるのであれば、
1:08:17	通常であれば、
1:08:19	議題としておくべき記載なのかなと思っています。で、
1:08:25	一つお伺いしたいのが同じように、
1:08:30	Dとか思い浮かぶんですけどもあれはちょっと扱いが違うと思うんですけど、
1:08:36	同じようにその容量だけ、必要容量だけで維持台数を変えて、
1:08:42	実際には、
1:08:45	同じような状態で、
1:08:47	バックアップのすバックアップというか同じような、
1:08:50	設備の状態のものを複数台持つてる。
1:08:54	書いてある、書いてある容量以上のものを、台数以上のものを持つてる。
1:09:00	瀬野維持施設というのは今の段階で何かありますでしょうか。
1:09:40	中部電力の田村でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:42	の維持施設の維持台数の考え方につきましては、今回の説明、
1:09:51	補足説明資料、
1:09:53	2、
1:09:56	3回、
1:09:58	考え方、時代の考え方を記載してます。同様にですね、
1:10:06	各
1:10:08	1 昨年度、認可、
1:10:10	いただきました性能維持施設、
1:10:14	に関してですね、
1:10:16	添付書類にあった記載から本文に格上げになったときにもですね、同様にですね、性能維持施設台数の考え方としまして、必要最低台数、
1:10:28	こういった考え方も記載してですね、進めてきてございます。今回もですね、廃液濃縮機も同じ考え方に倣いまして、1 台数 1 台ということにさしていただきました。
1:10:47	はい。答えは他のものもありますというお答えだったんですかね。
1:10:57	中部電力の田村でございます。
1:10:59	はい、おっしゃる通りでございます。空調設備、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:03	とかですね、動的機器案とか、そういったものたちもですね、台数を
1:11:09	1 昨年度、認可いただきました。
1:11:11	変更認可申請の中で、
1:11:15	変更させていただいてございます。
1:11:17	もう 1 台につい減らしたもう 1 台については、予備機として位置付けて、その大事、みずから定める設備として維持管理していく、そういった内容でご説明をさせていただきました。
1:11:31	以上です。複数台ファンな有井。
1:11:36	特徴の
1:11:37	設備なりでは、そのえびしあった場合、どれが性能維持施設かというのは、特定はされないわけですか。
1:11:47	この 3 台あって、医大ですと書いた場合ですね。
1:11:53	中部電力の田村でございます。はい、おっしゃる通りでございます。例えば 3 台 A B C ありましたら、
1:12:00	廃止措置計画上求める台数というのは、1、
1:12:04	残りの 2 台についてもどれが、その予備機っていうところは、なくコロコロ変わるもんでですね、保全の中身も全く同じ管理をしておりますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	あくまでも必要な最低台数ということ、開催計画の中で記載させていただきます。
1:12:25	市長ツカベ接ドイ今の話は、他社さんも同じ考えですかね。
1:12:40	中部電力の田村でございます。
1:12:42	はい。1 昨年度申請させていただきました時には他社もですね、あわせて同様に申請して、お示ししましたので、同じ考え。
1:12:55	そうでした。はい。
1:12:58	はい、規制庁ツカベです。私も、あの当時の話は、
1:13:02	少しは見ていたので、
1:13:06	今のご説明はわかりますが、
1:13:11	本当にそれでいいのかっていうのはちょっと、
1:13:15	ちょっと気になってますという、
1:13:18	ことです。
1:13:21	もう 1 点、すみません補足説明資料のところですごい細かい話で、
1:13:26	2 ページ目に今回フローをつけていただいているんですが、
1:13:31	完全に細かくてショウガンすみませんけどあの下の方の 2 号の方のノースク ッキー

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:39	が降ろうと言いながら、行き先がないのが気になってしまうので、
1:13:44	多分、本来は、
1:13:46	いろいろ書かれているところだと思うので、
1:13:51	フロー図をつけるのであれば、
1:13:53	フロー。
1:13:54	してるように見せていただければと思います。
1:14:01	手羽電力のイナマスでございます。フロー図につきましては、了解いたしました。ちょっと確認。
1:14:11	さしていただきたいのが
1:14:14	ゲームフロー図は、今元の挨拶計画。
1:14:18	今日のは、気体廃棄物の処理フローをそのままコピーして、載せているもの、一部不要な記載は削除していますが、
1:14:29	ものでございます。またこれにつきましては、
1:14:33	設置許可も同様の記載になっているものでございまして、ちょっと先ほどの説明の中でもちょっとお話しさせていただきましたが、
1:14:41	この図をそのまま使っているというところもありますんで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:47	それで線を引いてしまうと、認可のいただいてるフローとまた変わってしまうところもありますのでそのところは、
1:14:54	伊原、等をくっつけているのかどうか少しちょっと迷うところでありますがフローをつけてくれということであれば、合わせた記載にしたいと思います。
1:15:05	施設を使って多分今つけてるいただいてるのを、挨拶計画と同じ、全く同じではなくなっなくなっていて、外し計画は一応磯植野。
1:15:16	のスペックからも矢印が出ている形になってると思うので、
1:15:20	それをうまく表現いただければいいんだと思います。
1:15:39	中部電力のイナマスでございます等を、
1:15:46	今見ていただいている分につきまして、廃棄のセキのところから出てる清につきましては、
1:15:55	萩野関野を、当選のところは廃液濃縮貯蔵タンクAという記載のものを 見ていらっしゃるかと思うのですが合ってますでしょうか。
1:16:09	すいません。今、手元にないです。
1:16:12	なんないんですか。覚えました。はい。すいません私、完全にこの
1:16:17	図の行き先がないのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:20	ちょっと気持ち悪いですと言ってるだけなので、
1:16:22	そうですね、わかりましたのなんか難しいことを言っているつもりはないです。
1:16:27	わかりました。はい、ありがとうございます。
1:16:30	不フロー図につきましては確かに納セキにつきましては、横野の式と一緒にの不動見合わせ合う処理フローになりますので、
1:16:43	それをつけ足してですね、フローがちゃんと合うというか、フローがちゃんといくようにですね、記載を正したいと思います。
1:16:51	はい、わかりました。私から以上です。
1:17:00	他に、規制庁側からのコメントや質疑等ございます。
1:17:08	すいません中部電力の方から何か追加でコメントや説明事項等ございましたらよろしくお願ひします。
1:17:19	中部電力のイナマスでございますこちら方はございません。以上でございます。
1:17:24	はい。ありがとうございますそれでは、これを
1:17:28	ただいまをもちまして浜岡1号2号廃止措置計画の面談、ヒアリング終了させていただきます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。